

令和5年12月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月22日（金曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 栗下 章二
前原 幸太郎 田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子
土器 三紀夫 中津 富夫 山口 長徳 鶴田 幸一
園田 義保 吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 米倉 千春

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

- 報告第15号 農地等の合意解約について
- 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農用地利用集積計画について
- 議案第49号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第51号 非農地証明願いについて

事務局長

それではただいまから令和5年12月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

稲田会長

【あいさつ・・・】

稲田議長

次に委員の出席状況を報告いたします。米倉委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よってただ今の出席者は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員16名で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と新原委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第15号及び議案第47号から議案第51号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

稲田議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第15号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは、報告第15号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は13件です。2ページをご覧ください。令和5年12月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番は、借人から労力が不足するとの申し出により解約するものです。

整理番号2番は、借人の高齢化に伴い解約するものです。

整理番号3番は、中間管理機構による貸付へ移行するため解約す

るものです。

整理番号7番は、耕作に不便なため解約するものです。

整理番号8番は、借人の高齢化に伴い解約するものです。

整理番号9番は、耕作に不便及び中間管理機構による貸付へ移行するため解約するものです。

整理番号10番は、今後、借人が基盤法で購入するため解約するものです。

整理番号13番は、賃借料が見合わないため解約するものです。

以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。3ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転9件、権利の設定2件、合計11件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。それでは、「所有権移転」からご説明いたします。

4ページになります。整理番号1番、畑1筆、2,051㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり増田委員の掘り起こしです。

整理番号2番、次の5ページまでになります。畑6筆、1,687㎡の売買です。価格は宅地とあわせ〇〇円です。

整理番号3番、次の6ページまでになります。畑1筆、455㎡の贈与です。

整理番号4番、田1筆、418㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、次の7ページまでになります。田2筆、畑1筆、計3筆の379㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、畑1筆、235㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、畑1筆、58㎡の贈与です。

次の8ページになります。整理番号8番、畑1筆、11㎡の贈与です。

整理番号9番、畑1筆、437㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。これは備考欄のとおり、議案第50号 農地法第5条の整理番号2番の関連です。

次、9ページの「権利の設定」に入ります。

整理番号1番、田3筆、4,574㎡の賃貸借です。備考欄のとおり相続人からの申し出です。

整理番号2番、次の10ページまでになります。田3筆、3,137㎡の賃貸借です。同じく備考欄のとおり相続人からの申し出です。

以上、所有権移転9件、権利の設定2件、合計11件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第47号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転、整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を増田委員に申し上げます。

増田委員

議長。

稲田議長

増田委員。

増田委員

整理番号1番について報告します。申請地及びその周辺の状況で

すが、申請地は山林に隣接した条件の悪い場所です。取得後は、露地野菜等の作付けをされる予定です。受人は、稲作主体の兼業農家で、後継者もいます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、何ら問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号2番の土地の報告を吉田委員に、申請人「受人」の報告を事務局に申し上げます。まずは、吉田委員に申し上げます。

吉田委員

議長。

吉田委員。

吉田委員

整理番号2番の農地6筆について報告いたします。申請農地は、1か所にかたまっており、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされてなく、申請農地の周辺は北側に太陽光、西側に大きな水路があり、他は宅地に囲まれています。日照は良いですが、接道、用排水は悪いようで、現在の状況も何も作付けされてなく、荒れた状態でした。以上、報告いたします。

稲田議長

次に、事務局に申し上げます。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

所有権移転、整理売番号2番の譲受人の状況を説明いたします。申請者は、〇〇市に在住しておりますが、妻が母親の世話及び〇〇運営のため、えびの市の申請人の実家に住んでおられます。譲受人の世帯の営農状況は、稲作及び畑作をしている兼業農家であります。また、現在公務員であります。後継者になる予定の方がいらっしゃるようです。農地取得後は、栗を栽培される予定です。現在の所有農地は、妻とえびの市在住の弟と共に耕作管理しており、所有農地の管理や地域との調和も何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号3番の土地及び、申請人「受人」の報告を杉元委員

をお願いします。

杉元委員

議長。

稲田議長

杉元委員。

杉元委員

整理番号3番の農地と受人について報告をいたします。申請農地は、〇〇自治会内にあり、〇〇の西側にあります。周辺は畑で、日照、接道、排水、特に問題ありません。現在は耕運されており、取得後は飼料を作付けするとの事でした。

受人の営農状況は、稲作主体の専業農家でございます。後継者もおり、所有農地の管理も行き届いていることから、特に問題ありません。以上、ご報告いたします。

稲田議長

次に、整理番号4番の土地及び、申請人「受人」の報告を吉田委員をお願いします。

吉田委員

議長。

稲田議長

吉田委員。

吉田委員

整理番号4番について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備をされた水田です。日照は良好です。接道はありますが、やや狭く感じました。用排水の状況は、排水の出口がないようでした。現在管理はされていますが、作付けはされていないようでした。

受人は専業農家で、後継者もおり、所有農地や、畔や水路の管理も適切に管理されており、問題ないと判断します。皆様のご審議方をお願いします。

稲田議長

次に、整理番号5番の土地を坂元委員に、申請人「受人」の報告を鶴田委員をお願いします。まずは、坂元委員をお願いします。

坂元委員

議長。

稲田議長

坂元委員。

坂元委員

整理番号5番の農地3筆について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。3筆の

農地は細長い形状ですが、隣接する農地を受人の世帯が耕作されており、1か所にまとめてあり、形状は良好です。申請農地の周辺状況は、堤防沿いの下にあり、南側が道路、西側が宅地あとは水田です。日照、接道、排水は良好ですが、用水が少し不良です。現在は水稲が作付けされた後で、刈り取られた状況でした。以上、報告いたします。

稲田議長

次に、鶴田委員にお願いします。

鶴田委員

議長。

稲田議長

鶴田委員。

鶴田委員

整理番号5番の受人について、報告いたします。受人は、〇〇自治会に在り、稲作主体の専業農家です。後継者は、いらっしゃいません。取得後は稲作であります。所有農地の畦畔の管理も良好であります。また、地域との調和については、近隣農地の所有者に協力していくのと事でした。皆様方のご審議方お願いいたします。

稲田議長

次に、整理番号6番の土地を吐師委員に、申請人「受人」の報告を園田委員にお願いします。まずは、吐師委員にお願いします。

吐師委員

議長。

稲田議長

吐師委員。

吐師委員

整理番号6番の農地1筆について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。農地の形状は少しせまいですが、四角のきれいな状態でした。周辺農地の周辺は、南側に宅地があります。西側と北側は、農地が広がっております。日照は、とても良い状況です。接道もあります。申請農地は、一部里芋が作付けされておりました。以上、報告します。

稲田議長

次に、園田委員にお願いします。

園田委員

議長。

稲田議長

園田委員。

園田委員

整理番号6番の受人について報告をいたします。受人は〇〇自治

会に在住であります。営農状況は兼業農家と判断いたしました。稲作、露地野菜等を作付けしながら、木材業、土木建設の請負などされております。受人は、今回山林を購入したところ、隣接する畑まで処分をしたいと話があったので買うことになったという事でありました。受人は後継者もあります。この農地の取得後は、果実類を作付けし、管理をしていくとの事でした。今回の件については、問題ないと判断いたしましたので、ご審議方よろしく願いいたします。

稲田議長

次に、整理番号7番と8番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の報告を山口委員にお願いします。まずは、栗下委員にお願いします。

栗下委員

議長。

稲田議長

栗下委員。

栗下委員

それでは、整理番号7番と8番について報告します。農地は、元〇〇がある場所です。受人が家庭菜園として利用していくとの事でした。

稲田議長

次に、山口委員にお願いします。

山口委員

議長。

稲田議長

山口委員。

山口委員

整理番号7番と8番の受人について報告いたします。〇〇自治会に住んでおられます。受人は農地を所有していませんが、以前は、〇〇業をされ農地を持っておられました。7番、8番ともに狭いことや、所有者が高齢で管理できないため、引きと取ってほしいと話があったという事です。取得後は、春菊を中心に楽しみながら家庭菜園として管理していくとの事です。以上、報告をいたします。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号9番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の報告を坂元委員にお願いします。まずは、栗下委員にお願いします。

栗下委員

議長。

稲田議長

栗下委員。

栗下委員

整理番号9番について説明いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。以前は遊休化しており、材木等がおいてありましたが、今は除いてしっかりと管理されておりました。

稲田議長

次に、坂元委員にお願いします。

坂元委員

議長。

稲田議長

坂元委員。

坂元委員

整理番号9番の受人について報告いたします。受人の営農状況は、建設業との兼業農家で、後継者もおられます。取得後は、露地野菜を作付けされるとの事です。地域との調和につきましては、周囲に迷惑をかけないように管理し、周辺農家に方々とも協力していくことですので、何ら問題ないと判断いたします。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、「権利の設定」1番と2番の土地及び、申請人「受人」の報告を宮田委員にお願いします。

宮田委員

議長。

稲田議長

宮田委員。

宮田委員

整理番号1番と2番について報告します。1番と2番の申請農地につて報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいません。土地の形状は四角形です。南側が山林ですが、木が伐採されており、非常に明るい状況です。北側は宅地となっています。日照、接道、用排水ともに良好です。

1番の受人の状況は、水稻と施設園芸の専業農家です。施設では、トマトやネギ等を栽培され市場へ出荷されています。地域との調和についても何ら問題ありません。

2番の受人の状況について報告します。繁殖牛主体の専業農家です。水稻の作付や預託牛も飼養されています。地域との調和についても何ら問題ありません。みなさまのご審議方よろしくお願いしま

す。

稲田議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計11件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

稲田議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより、議案第47号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第48号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは議案第48号「農用地利用集積計画について」説明しま

す。

今月の計画件数は、所有権移転4件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

整理番号1番、田14筆、6,040㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。〇〇事業の農地で仮地番は〇〇です。山口委員の掘り起こしです。

整理番号2番、田2筆、4,010㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田1筆、773㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田6筆、畑1筆、12,556㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第48号の審議に入ります。整理番号3番の譲受人は、土器委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき土器委員の退席を求めて審議します。土器委員の退席をお願いします。

(土器委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号3番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。整理番号3番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。土器委員の退席を解きます。
(土器委員着席)

稲田議長 それでは、整理番号3番を除く議案第48号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。
(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。整理番号3番を除く議案第48号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第48号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。
次に議案第49号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 議案第49号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。19ページをご覧ください。今月の計画件数は70件です。申出人の住所・氏名・借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。
それでは20ページをご覧ください。整理番号1番、田2筆、3,088㎡の賃貸借です。
整理番号2番、田1筆、181㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田3筆、3, 991 m²の賃貸借です。

整理番号4番、田2筆、3, 228 m²の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、2, 016 m²の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、1, 027 m²の賃貸借です。

整理番号7番、田2筆、979 m²の賃貸借です。

整理番号8番、田1筆、1, 006 m²の賃貸借です。

20ページから21ページをご覧ください。整理番号9番、田4筆、2, 387 m²の使用貸借です。

整理番号10番、田2筆、1, 363 m²の使用貸借です。

整理番号11番、田2筆、1, 076 m²の使用貸借です。

整理番号12番、田2筆、2, 062 m²の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、476 m²の賃貸借です。

整理番号14番、畑1筆、1, 285 m²の賃貸借です。

整理番号15番、畑1筆、1, 739 m²の賃貸借です。

整理番号16番、畑3筆、3, 033 m²の賃貸借です。

整理番号17番、畑1筆、1, 523 m²の賃貸借です。

整理番号18番、畑3筆、1, 700 m²の賃貸借です。

22ページをご覧ください。整理番号19番、畑1筆、3, 063 m²の賃貸借です。

整理番号20番、畑1筆、282 m²の賃貸借です。

整理番号21番、田3筆、4, 658 m²の使用貸借です。

整理番号22番、田1筆、2, 273 m²の使用貸借です。

整理番号23番、田5筆、7, 973 m²の賃貸借です。

整理番号24番、田3筆、6, 429 m²の賃貸借です。

整理番号25番、田1筆、500 m²の賃貸借です。

整理番号26番、田1筆、1, 873 m²の賃貸借です。

22ページから23ページをご覧ください。整理番号27番、田4筆、3, 529 m²の賃貸借です。

整理番号28番、畑4筆、田10筆、合計14筆、11,763㎡の賃貸借です。

整理番号29番、畑1筆、田1筆、合計2筆、1,447㎡の賃貸借です。

整理番号30番、畑1筆、3,914㎡の賃貸借です。

23ページから24ページをご覧ください。整理番号31番、田6筆、7,060㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田1筆、1,991㎡の賃貸借です。

整理番号33番、田7筆、8,069㎡の賃貸借です。

整理番号34番、田2筆、3,536㎡の賃貸借です。

整理番号35番、田1筆、1,200㎡の賃貸借です。

24ページから25ページをご覧ください。整理番号36番、田6筆、9,852㎡の賃貸借です。

整理番号37番、田12筆、15,168㎡の賃貸借です。

整理番号38番、田1筆、1,013㎡の賃貸借です。

整理番号39番、畑1筆、1,671㎡の賃貸借です。

整理番号40番、田2筆、3,754㎡の賃貸借です。

整理番号41番、田1筆、500㎡の賃貸借です。

25ページから26ページをご覧ください。整理番号42番、田6筆、4,430㎡の賃貸借です。

整理番号43番、田6筆、4,833㎡の賃貸借です。

整理番号44番、田2筆、1,606㎡の賃貸借です。

整理番号45番、田2筆、2,084㎡の賃貸借です。

整理番号46番、田1筆、1,673㎡の賃貸借です。

整理番号47番、田1筆、2,435㎡の賃貸借です。

26ページから27ページをご覧ください。

整理番号48番、田4筆、1,101㎡の賃貸借です。

整理番号49番、田1筆、1,473㎡の賃貸借です。

整理番号50番、田2筆、2,002㎡の賃貸借です。

整理番号51番、田1筆、507㎡の賃貸借です。

整理番号52番、田1筆、997㎡の賃貸借です。

整理番号53番、田9筆、4,330㎡の賃貸借です。

整理番号54番、田1筆、8,989㎡の賃貸借です。

整理番号55番、田1筆、6,874㎡の賃貸借です。

27ページから28ページをご覧ください。整理番号56番、畑1筆、3,669㎡の賃貸借です。

整理番号57番、畑6筆、3,349㎡の賃貸借です。

整理番号58番、畑1筆、486㎡の賃貸借です。

整理番号59番、畑1筆、1,104㎡の賃貸借です。

整理番号60番、畑2筆、2,115㎡の賃貸借です。

整理番号61番、田2筆、4,534㎡の賃貸借です。

整理番号62番、田2筆、1,188㎡の賃貸借です。

整理番号63番、田3筆、1,723㎡の賃貸借です。

28ページから29ページをご覧ください。整理番号64番、田2筆、2,030㎡の賃貸借です。

整理番号65番、畑4筆、4,775㎡の賃貸借です。

整理番号66番、田2筆、2,478㎡の賃貸借です。

整理番号67番、畑1筆、1,028㎡の賃貸借です。

整理番号68番、田1筆、1,072㎡の賃貸借です。

整理番号69番、田2筆、1,789㎡の賃貸借です。

整理番号70番、田6筆、7,113㎡の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第49号

の審議に入ります。

整理番号11番の出し手、受け手共に、吉田委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

稲田議長 それでは、整理番号11番について各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号11番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

稲田議長 次に、整理番号14番の出し手は、中津富夫委員の同居する親族であります。また整理番号24番の受け手は、中津富夫委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき中津富夫委員の退席を求めて審議します。中津富夫委員の退席をお願いします。

(中津富夫委員退席)

稲田議長 それでは、整理番号11番と24番について各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号14番と24番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。中津富夫委員の退席を解きます。

(中津富夫委員着席)

稲田議長 次に、整理番号38番の受け手と整理番号56番の出し手は、栗下委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき栗下委員の退席を求めて審議します。栗下委員の退席をお願いします。

(栗下委員退席)

稲田議長 それでは、整理番号38番と56番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号38番と56番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。栗下委員の退席を解きます。

(栗下委員着席)

稲田議長 次に、整理番号70番の受け手は、土器委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき土器委員の退席を求めて審議します。土器委員の退席をお願いします。

(土器委員退席)

稲田議長 それでは、只今から整理番号70番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号70番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。土器委員の退席を解きます。

(土器委員着席)

稲田議長

それでは、整理番号11番、14番、24番、38番、56番及び70番を除く議案第49号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号11番、14番、24番、38番、56番及び70番を除く議案第49号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第49号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請します。

ここでしばらく休憩します。10時00分に再開します。

(休憩)

稲田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」と、議案第51号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。30ページをお開きください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

31ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、480㎡を一般個人住宅として申請するものです。農地区分は第一種農地ですので原則転用不可ですが、不許可の例外規定である集落接続要件を満たすため、転用可能となります。

権利関係は売買です。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円のうち〇〇円を自己資金、残る〇〇円を融資により対応されます。

生活排水については合併浄化槽にて処理後、雨水と共に東側、側溝にて処理します。

整理番号2番、申請地は大字〇〇、畑1筆、620㎡を農業用倉庫として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございました。

農地区分は第一種農地ですので原則転用不可ですが、不許可の例外規定である農業用施設に該当するため、転用可能となります。権利関係は売買です。

事業費につきましては、土地取得費〇〇円、倉庫改修費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されます。

建物及び、敷地内の雨水については従来通り、自然地下浸透にて処理します。

議案第51号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。32ページをお開きください。今月の証明願い件数は3件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

33ページをお開きください。整理番号1番、場所が大字〇〇、畑2筆、14,511㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑2筆、3,494㎡です。申請理由は山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、700㎡です。申請理由

は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願い致します。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第50号と51号については、12月21日に、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

栗下第3小委員長

議長。

稲田議長

栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長

それでは、第3小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、12月21日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、5条申請2件、非農地証明願3件でございます。

議案第50号、農地法第5条申請の整理番号1番についてご説明いたします。場所は〇〇地区です。〇〇から北に約500mのところに位置します。譲受人は今回、市外から移住し、家族と住む家を建築したいと考えていたところ、譲渡し人の承諾を得たため申請するものです。申請地の状況は、東側・北側は道路、西側・南側は畑に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続いて、整理番号2番について説明します。場所は、〇〇地区です。〇〇公民館から南に900mのところに位置します。

譲受人は今回、申請地に隣接する宅地と農地を含めて一体的に譲り受け、既存の倉庫部分を改修しようとしたところ、農地のままであることが判明したため、追認申請するものです。申請地の状況としては、東側は田、西側は畑、南側は水路、北側は宅地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

議案第51号、非農地証明願についてご説明いたします。

整理番号1番、申請地区は〇〇地区でございます。現況は山林と

なります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番、3番については、市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真を見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。

以上、第3小委員会は、慎重、審議しました結果、5条申請2件、非農地証明願い3件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

稲田議長
事務局
稲田議長
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長。

事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第50号から第51号の計5件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

稲田議長

ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第50号と議案第51号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第50号と議案第51号に対する第3小委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。

議案第50号と議案第51号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第50号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第51号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時15分